

記載例

~~利子割~~
都民税 配当割 更正請求書
~~株式等譲渡所得割~~

平成 30年 3月 1日

東京都中央都税事務所長 殿

請求者	所在地	中央区入船1-8-2 (電話) 03-1234-5678		
	名称	株式会社□□商事 印		
	法人番号	7019901999999		
	特別徴収義務者番号	代表者印等		
地方税法第20条の9の3 第1項 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。 第2項				
更正の請求の年月分	平成 28年 1月分 (平成 28年 2月 10日 申告納入 更正決定分)			
利子等又は配当等の種類	51 上場株式等の配当等			
区分	課税標準額	税額		
更正の請求前	596,341 円	29,817 円		
更正の請求後	588,180 円	29,409 円		
差引額	8,161 円	408 円		
更正の請求理由 及び その他参考事項	非居住者に課税処理したため			
還付を受けようとする 金融機関名等 (※)	(000) 銀行 信金・信組・農協 (△△) 支店 普通 当座・別段 口座番号 (9876543)			
処理欄	確認	適否	調査	処理
			・	・
			・	・
			・	・

※口座振替による還付を希望される場合は、「還付を受けようとする金融機関名等」欄に記入してください。
なお、口座名義は請求者のものに限りません。

- * この様式は、都民税の利子割、配当割又は株式等譲渡所得割に係る法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書として用いてください。
- * 特別徴収義務者番号欄については、都民税利子割に係る利子等の支払の事務又は利子等の支払の取扱いの事務を行う営業所等が更正の請求を行う場合に記載してください。
- * 請求理由を証明する書類を添付してください。
- * 添付書類等詳細については、次ページを参照してください。
- * 控えの必要な方は、あらかじめコピーを取るなどしてから提出してください。
- * 郵送により請求書を提出する場合で、控えの郵送を希望される方は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

都民税配当割の更正請求にかかる注意事項

更正請求とは

法定納期限から5年以内、又は、やむを得ない事情から2か月以内に限り請求できる、当初に申告納入した課税標準額、地方税額を減額させる手続です。(地方税法第20条の9の3)

- 法定納期限から5年以内のもの ⇒ 第1項に○を付す。
- やむを得ない事情から2か月以内に請求するもの ⇒ 第2項に○を付す。
(「やむを得ない事情」に該当するか否かは、中央都税事務所都民税利子割班までお問い合わせください。)

添付資料について

更正請求の際は、請求理由を証明する書類を添付していただく必要があります。
次の資料を必ず添付してください。(全てコピーで可)

- 1 当初納入申告した時の領収証書
- 2 当初納入が確認できる計算・納入資料
当初納入されたときの課税支払金額、非課税支払金額、地方税額を確認します。電算資料・元帳等でこれらの内容が確認できる資料を添付してください。(1の裏付け資料となります。)
- 3 当初申告の際に東京都へ過剰申告している経緯が分かる電算資料、帳簿等

上記1～3のほか、次の資料を添付してください。(全てコピーで可)

- 納税地相違のため
「道府県民税配当割・株式等譲渡所得割道府県別明細書」※様式、記載例があります。
- 課税対象外の配当・所得を課税処理したため
法人等の場合 商業登記簿謄本(履歴事項証明書)等、当該顧客が非課税法人であることが証明できる書類
非居住者等の場合 住民票等、配当支払時に日本国内にいなかったことが証明できる書類
- 計算誤謬による
誤った計算の過程が分かる書類
- 二重納付のため
正しい税額計算資料と二重に納付されたことが分かる書類

なお、追加資料の提出をお願いする場合もございますので御了承ください。

添付書類等詳細について、不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

提出・お問い合わせ先
〒104-8558 中央区入船1-8-2
中央都税事務所 事業税課 都民税利子割班
電話：03-3553-2158